

<指定区域概要>

形質変更時要届出区域の概況	事業場
調査対象物質	土壤汚染対策法に定める特定有害物質全 26 種
指定基準超過物質	鉛及びその化合物（溶出量、含有量）
検出最大濃度※	鉛及びその化合物（溶出量：0.021mg/L、含有量：1,300mg/kg）
基準値	鉛及びその化合物（溶出量：0.01mg/L、含有量：150mg/kg）
告示日	平成 30 年 11 月 13 日 告示第 980 号（指定）
人への健康影響について	周辺地域は地下水が一般的に常態としてそのまま飲用されていると認められず、当該敷地は一般の者が立ち入ることができない状態で管理されていることから、人への健康影響のおそれはない。

※：試料採取等調査で検出された濃度の最大値を示す。



調査対象地

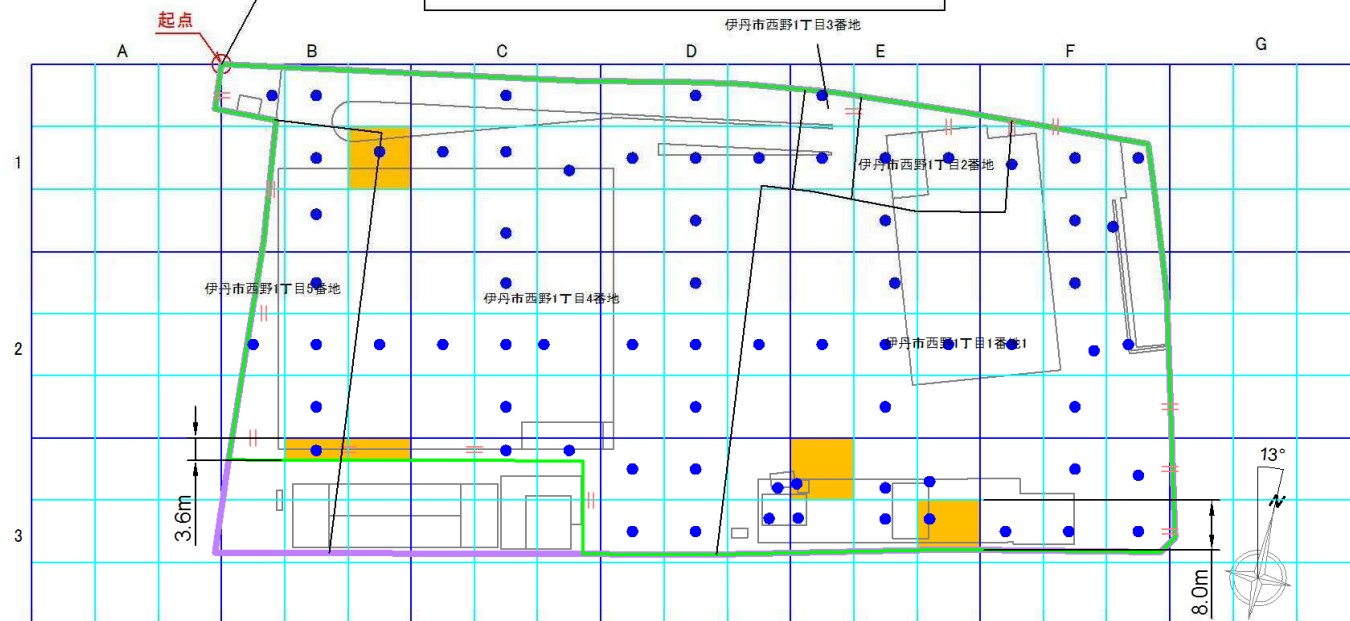


【起点】

起点は、兵庫県伊丹市西野一丁目4番の最北端とした。

【格子の回転角度】

起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線を左に13°回転させて得られる線により、調査対象地を区画した。



【凡例】

- 調査対象地
- 単位区画
- 区画統合
- 指定を申請する区域 351.57㎡